

令和4年度 高等学校・大学等入学予定者、在学対象

川越町奨学金のご案内

■奨学生の資格

- ①奨学金を受ける方が保護者と生計が同一の場合は、保護者が町内に住所を有すること、生計が同一でない場合は、当該奨学金を受ける方が町内に住所を有すること
- ②令和4年度に、高等学校か大学等に在学する方
- ③奨学金を受ける方及び同一の生計に属する全ての者の所得の合計額が、川越町奨学金条例施行規則で定める基準等に適合していること
- ④奨学金を受ける方及び同一の生計に属する全ての方に町税の滞納がないこと
- ⑤町奨学金以外の奨学金の貸与を受け、またはその予約をしていないこと

■貸与額と付与額

奨学金の種類	修学資金 <sup>※1</sup> (貸与月額)	就学支度金 <sup>※2</sup> (入学時一時金)
入学予定(在学)校		
高等学校	10,000円	30,000円
短期大学(2・3年課程)	30,000円	50,000円
大 学	50,000円	100,000円

※1 修学資金は無利子で、それぞれ該当する額の半年分を4月及び10月に一括貸与します。貸与期間は当該各校の正規の最短修業期間を修了する日の属する月までとします。  
 ※2 就学支度金は、入学日の属する年の4月に付与します。高等学校か大学等における正規の修業期間の初年度の当初から奨学生となった方のみ対象となります。

■申請方法

申請書、必要書類を持参 ※申請書、必要な書類の案内等は、1月7日(金)から学校教育課にて配付します。

■提出期限

3月25日(金) 午前8時30分～午後5時15分 ※土・日曜日、祝日を除く。

【申・問】 学校教育課 TEL366・7121

令和4年4月採用 会計年度任用職員募集

- 資格要件 ◆地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当しない方(①～⑥)  
 ◆外国籍の方は、永住者または特別永住者の在留資格を有する方(②～⑥)

- 募集期限 ①1月28日(金) 郵送の場合は28日必着  
 ②～⑥1月14日(金) 郵送の場合は、14日必着

申込方法 提出書類を、持参または郵送してください。持参の場合は、平日の午前8時30分～午後5時15分

提出先 〒510-8588 川越町大字豊田一色280番地 各課(職種ごとの提出先へ提出してください)

- その他 ・勤務条件等は町ホームページでご確認いただくか、下記へお問い合わせください。  
 ・町指定の履歴書は町ホームページからダウンロードできます。また、各提出先でも配付しています。  
 ・複数の職種へ重複しての応募はできません。  
 ・採用予定人数は、欠員状況等により変更になる場合があります。

区分	職 種	採用 予定人数	共通以外の受験資格	試験内容	提出書類	提出・問合せ先
パートタイム	①事務補助員	1名	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている方	面接試験	履歴書 手帳等の写し	総務課 TEL366・7113
	②保育所看護師	1名	看護師免許を有する方		履歴書 免許証の写し	子ども家庭課 TEL366・7130
	③保育所調理員	1名	—		履歴書	
	④幼稚園講師	2名	幼稚園教諭免許を有する方		履歴書 免許状の写し	
	⑤生活支援員	2名	主に特別支援学級に在籍する小中学生への生活支援を積極的に行える方		履歴書	学校教育課 TEL366・7121
タイム	⑥保育士または幼稚園講師	20名	保育士資格・幼稚園教諭免許を有する方	面接試験	履歴書・免許状 ・資格証の写し	子ども家庭課 TEL366・7130

令和3年中の所得にかかる町県民税の申告

提出期限は3月15日(火)

町内に住民登録のある方で、令和3年中に所得があり、所得税の確定申告の必要がない方は、原則町県民税の申告が必要です。

この申告は国民健康保険税や非課税判定等の資料にもなりますので、所得のなかった方でも必要に応じて申告してください。申告をしていただかないと、所得証明書等を発行できない場合があります。また、高額療養費の軽減や国民健康保険税の軽減が認められなくなります。

なお、前年に町県民税の申告をされた方に対しては、1月下旬に申告書を送付します。

次の期間に町県民税・確定申告の申告相談を行います。

【町県民税申告・所得税の確定申告相談】

- ◆開設期間 2月1日(火)～3月15日(火) ※土・日曜日、祝日を除く。  
※最終日は午前の部のみ
- ◆受付時間 【午前の部】午前8時40分～午前11時30分 【午後の部】午後1時30分～午後4時30分  
※午前11時30分～午後1時30分は閉場
- ◆会 場 役場2階 第203会議室
- ◆各日定員 40名(午前の部 20名、午後の部 20名)

！注意！ 整理券を配付して受付を行います

感染症対策として、相談会場の混雑を避けるため、定員を設けて相談を受け付けます。相談には、整理券が必要です。

整理券は受付当日午前8時30分から配付します。整理券をお持ちでない方は相談の受け付けができませんので、ご注意ください。なお、定員に達した場合は受け付けを終了します。

※町県民税申告・所得税の確定申告相談について、詳しくは広報2月号でお知らせします。

問 税務課 TEL366・7114

四日市税務署からのお知らせ

確定申告書の作成等はスマホやパソコンからできます。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

【問合せ先】

四日市税務署 TEL352・3141  
 ※自動音声により案内しています。相談内容に応じて該当の番号を選択してください。

ご自宅で申告書作成が困難な方は、確定申告会場をご利用ください。下記期間中は、四日市税務署内に会場を設けません。

<確定申告会場>

日 時 2月16日(水)～3月15日(火) 午前9時～午後5時 ※土・日曜日、祝日を除く。  
 場 所 じばさん三重6階(駐車場はありません。公共交通機関をご利用ください。)

◎確定申告会場への入場には、「入場整理券」が必要です！

感染症対策として、確定申告会場の混雑を避けるため、入場整理券を配付します。入場整理券は当日会場に配付するほか、LINEアプリを使って事前入手もできます。配付状況により後日の来場をお願いすることもあります。

税理士による無料税務相談 (会場の入場には「入場整理券」が必要です)

「入場整理券」は当日会場に配付します。配付状況により後日の来場をお願いすることがあります。(オンラインの事前発行はありません。)

開設期間 2月1日(火)～3日(水) 午前9時30分～午後4時(正午～午後1時を除く)

※受付は午前9時から開始

場 所 あさけプラザ(四日市市下之宮町296番地)

- 相談対象 ①前年分の所得金額(青色事業専従者給与及び青色申告特別控除額の控除前または事業専従者控除額の控除前)が300万円以下の方  
 ②消費税課税事業者である場合には、基準期間(令和元年)の課税売上高が3,000万円以下で、かつ①に該当する方